

国立大学法人山梨大学における外部からの資金の受入れについて

学長決定
制定 平成16年 4月 1日
役員会決定
改正 平成24年 8月30日

国立大学法人山梨大学における外部からの資金の受入については、下記のとおり取り扱うものとする。

- 1 国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）の役職員が、職務上の研究、教育に充てる目的をもって外部から資金を受け入れる場合は、全てこれを私的に経理することなく、本学の奨学寄附金、受託事業費、受託研究費又は共同研究費として取り扱うものとする。
- 2 研究、教育を担当する非常勤職員等であって、その研究、教育が本学で行われるものであると認められる場合には、上記と同様の扱いをするものとする。

附 記

この申し合わせは、平成16年4月1日より実施し、平成16年4月1日より適用する。

附 記

この申し合わせは、平成24年8月30日より実施し、平成24年9月1日より適用する。